「情報公開文書」

受付番号: 受付-25629

課題名:データマイニングを用いた未来型臨床教育システム

1. 研究の対象

2022 年年度~2024 年度:

東北大学病院卒後研修センターに在籍し、単独プログラムを選択する研修歯科医(上記、研修歯科医に診療を受ける第2総合歯科診療部へ受診にあたる患者様)

2. 研究期間

2022 年 4 月 (倫理委員会承認後) ~2024 年 3 月

3. 研究目的

本研究では、研修歯科医の担当患者の症例に対する。理解度を客観的に評価するシステムの構築を目的とする。現状では、研修歯科医の評価基準は、症例数のカウントなど主として、カテゴリカルデータや数値で評価されるものがほとんどである。そこで、研修歯科医の担当患者に関する治療計画、カルテ記載内容、研究記録をもとに言語データ化したデータマイニングの手法を用いて分析する。研修歯科医の担当患者の症例に対する理解度や診断能力の向上となるだけではなく、指導歯科医の評価基準を明確にすることで指導評価の負担を軽減することも可能になる。

このように本研究により、研修歯科医の症例に対する理解度を客観的に評価するシステムの構築が可能になれば、医療系大学の臨床教育の向上に貢献するシステムの構築になる。

4. 研究方法

- · 2022 年 4 月 (倫理委員会承認後) ~ 2023 年 12 月
 - ・研修歯科医からのデータ集積

研修歯科医の担当患者への診療に関する記録:治療計画・電子カルテ記載内容・研修記録

- 指導歯科医によるカンファレンスと診療内容の評価

指導歯科医により5段階評価に症例ごとに評価

· 2022 年 4 月~2023 年 12 月

・集積したデータをもとにデータマイニングとしての分析開始

- 2023 年 4 月~2024 年 3 月

・システム実用化に向けて試行・改善

- 2023 年 4 月~2024 年 3 月

・評価システムの運用と検証

• 統計分析

抽出したデータのうちデータマイニングは「KH coder」を用いる。因子分析の結果から、5段階評価などの他の分析には、「SAS University Edition」による統計分析を行う。

- 5. 研究に用いる試料・情報の種類 本研究において、研究対象者より新たな資料や情報の入手は行わない。
- 6. 外部への試料・情報の提供 該当なし

7. 研究組織

本学単独研究

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。 ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、 研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

連絡先:

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 4 番 1 号 TEL: 022-717-8434

東北大学大学院歯学研究科 総合歯科診療部 笹井真澄

研究責任者:東北大学病院総合歯科診療部 菊池雅彦

研究責任者:上記で研究責任者記載

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先:「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学病院個人情報保護方針】

http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- <人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>
- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合